

舞鶴市環境美化里親制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が協働で環境美化活動を行うために、市民が道路等の公共施設（以下「道路等」という。）の里親となってボランティア活動を実施する環境美化里親制度を推進することを目的とする。

(届出)

第2条 道路等の里親になろうとする個人または団体（以下「市民等」という。）は、自ら道路等の活動区域を定め、市長に環境美化里親制度養子縁組届（様式第1号）を提出するものとする。

2 養子縁組を解消する場合は、環境美化里親制度養子縁組解消届（様式第2号）を提出するものとする。

(合意書の交換)

第3条 市長は、養子縁組届の提出があった場合はその内容を審査し、その内容が適切であると認められるときは、市民等と合意書（様式第3号）を取り交わすものとする。

(里親の役割)

第4条 里親が行う道路等の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の散乱ごみの回収
- (2) ごみの散乱状況等の情報提供
- (3) その他環境美化に必要な活動

(市の役割)

第5条 市長は、里親の活動に対し次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要な物品や用具等の支給または貸与
- (2) ごみの回収
- (3) サインボードの設置
- (4) ボランティア保険の加入
- (5) その他活動に必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成13年9月1日から施行する。